

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十一号)

改正 平成二十八年二月一九日条例第二号

(設置及び組織)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十九号。以下「情報公開条例」という。)第十七条第一項又は青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号。以下「個人情報保護条例」という。)第三十六条第一項の規定による諮問に依じて審査を行わせるほか、広域連合長の諮問に依じて情報公開制度又は個人情報の保護制度の運営に関する重要事項を調査審議させるため、青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員五人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第三条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第十七条第一項又は個人情報保護条例第三十六条第一項の規定

により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、行政文書（情報公開条例第十一条第一項又は第二項に規定する開示等の決定に係る行政文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護条例第十七条第一項、第三十条第一項又は第三十六条第一項の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第八条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第四条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人又は参加人は、あらかじめ審査会が定めた人数の範囲内において、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第五条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第三条第一項の規定により提示された行政文書若しく

は保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は前条第一項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第六条 審査会は、第三条第三項若しくは第四項又は第四条第三項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利害を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第七条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。

(答申書の送付等)

第八条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第九条 委員又は委員であつた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

(罰則)

第十一条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。
(特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の報酬等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成二八年条例第二号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。